仙台市立中野栄小学校におけるネットワークの管理運用に関する規定

平成25年3月31日改訂

(趣旨)

第1条

この要綱は、「仙台市立学校における個人情報等の管理に関する指針」(以下、情報管理指針)をも とに、仙台市立中野栄小学校における教育情報ネットワーク(以下、「校内LAN」という)の利用に 関して必要な事項を定めるものとする。

(利用の目的)

第2条

- ①中野栄小学校における仙台市教育情報ネットワーク(以下,「仙台 e d u ネット」)・校内LAN及びコンピューターの利用は、児童の情報活用能力を育成を目的として行う。
- ②教職員は、授業での利用や外部に中野栄小学校の情報を提供することを目的とする。

(情報モラルの遵守)

第3条

- ①校内において、仙台eduネットや校内LAN及びコンピューターを利用する者は、情報モラルに 反する行為をしてはならない。
- ②児童が、仙台 e d u ネットや校内 L A N 及びコンピューターを利用する場合において、教職員は「仙台市立中野栄小小学校個人情報管理規定」を参考に情報モラルについて、十分な指導を行うものとする。
- ③仙台 e d u ネットや校内 L A N 及びコンピューターを利用する者は、教育ネットワークの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱いに十分留意するとともに、コンピューターの設定等を変更してはならない。
- ④仙台 e d u ネットや校内 L A N 及びコンピューターなどの不適切な利用が行われた場合は、情報教育担当者に速やかに報告しなければならない。また、情報教育担当者は、詳細を確認の上、校長に報告しなければならない。

(コンピュータウイルスの対策)

第4条

仙台 e d u ネットや校内 L A N 及びコンピューターを利用する者は、コンピュータウイルスの被害に対して、仙台市教育委員会から発信されている最新の更新プログラムを受け取れるよう、常にコンピューターをネットワークに接続する。

(個人情報の取り扱い)

第5条

中野栄小学校HPを利用して、児童、教職員等の個人情報を発信する場合は、取り扱いに十分留意する。写真掲載に当たっては、写真の画質・サイズ・アングル等にも配慮し、編集ソフトを利用して写真の加工を行い、個人情報の流失や悪用を避けることができるようにする。また、写真以外の情報 (氏名等) との組み合わせによって個人が特定されることがないように配慮する。